

～ 高等職業訓練促進給付金が
支給されている皆様へ～

ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業のご案内



高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、養成機関に入学する方や養成機関修了後に資格を取得し、1年以内に「取得した資格が必要な業務」に従事し、栃木県内で引き続き5年間当該業務に従事する意思がある方の貸付制度です。

貸付対象者

栃木県内在住のひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方

貸付申請の期限

- ①入学準備金
養成機関で修業を開始した日から6ヶ月以内までの期間
- ②就職準備金
養成機関を修了し、かつ、資格を取得し就職した日から6ヶ月以内までの期間

貸付の決定

貸付の決定にあたっては、(公財) 栃木県ひとり親家庭福祉連合会が、面接・審査を行い、貸付を決定します

貸付金の種別

- ①入学準備金 50万円以内
養成機関への入学時に50万を上限に貸付
- ②就職準備金 20万円以内
養成機関を修了し、かつ、資格を取得し、就職をする場合に20万円を上限に貸付

貸付条件

- ①連帯保証人を立てる場合 無利子
- ②連帯保証人を立てない場合 利子年1.0%

入学準備金の使途

入学準備金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金、参考図書、学用品、交通費等入学にあたり必要とする費用

就職準備金の使途

就職準備金は、就職によって転居が伴う場合における転居費用、転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料、被服費、通勤に要する移動用自転車等の購入費等就職にあたり必要とする費用

貸付金の返還方法

- ①月賦又は半年賦の均等払方式
- ②一括払い

貸付金の返還猶予（据置）期間

- ①養成機関に修学中
- ②養成機関を修了し、取得した資格に必要な業務に5年間就労するときなど

貸付金の返還免除

養成機関を修了後に資格を取得し、1年以内にその資格をもって就職し、栃木県内において5年間その職に就労した場合、貸付金の返還を免除します

貸付契約の解除

- ①高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき
 - ②退学したとき
 - ③死亡したとき など
- 貸付金の貸付契約が解除されたときは、貸付金を返還することになります

貸付期間中に提出する書類

修業期間中の養成機関の在籍状況や養成機関修了後の就労状況について、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会が指定する期日及び様式により、養成機関の在籍状況や就労状況を報告していただきます（10月1日現在、3月1日現在の状況 年2回）

養成機関の修業に係る資格

養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、国家試験等により資格を取得

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士
作業療法士・理学療法士・歯科衛生士
美容師・社会福祉士・製菓衛生師
調理師 など

【 入学準備金の貸付申請を行う場合の提出種類等 】

種 別	提 出 す る 書 類
入学準備金	①貸付申請書（入学準備金） 《添付書類》 ○高等職業訓練促進給付金を受給していることを証明する書類（決定通知書の写） ○入学を証明する書類及び在学していることを証明する書類 ○訓練促進資金の振込口座を確認する書類 （通帳のコピー：金融機関名及び支店名並びに口座番号及び名義の記載があるもの） 【連帯保証人を立てる場合の添付書類】 ○連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写、又は源泉徴収票の写など） ②身上調書 《添付書類》 ○本人及び生計を一にする方の直近の所得金額を証する書類 （確定申告書（控）の写、又は源泉徴収票の写など） ③借用証書 《添付書類等》 ○収入印紙を貼付（※） ○借受者の印鑑証明（3ヶ月以内のもの） 【連帯保証人を立てる場合の添付書類】 ○連帯保証人の印鑑証明（3ヶ月以内のもの）※連帯保証人は原則県内に在住する方 ④個人情報の取扱について（同意書）



【 就職準備金の貸付申請を行う場合の提出種類等 】

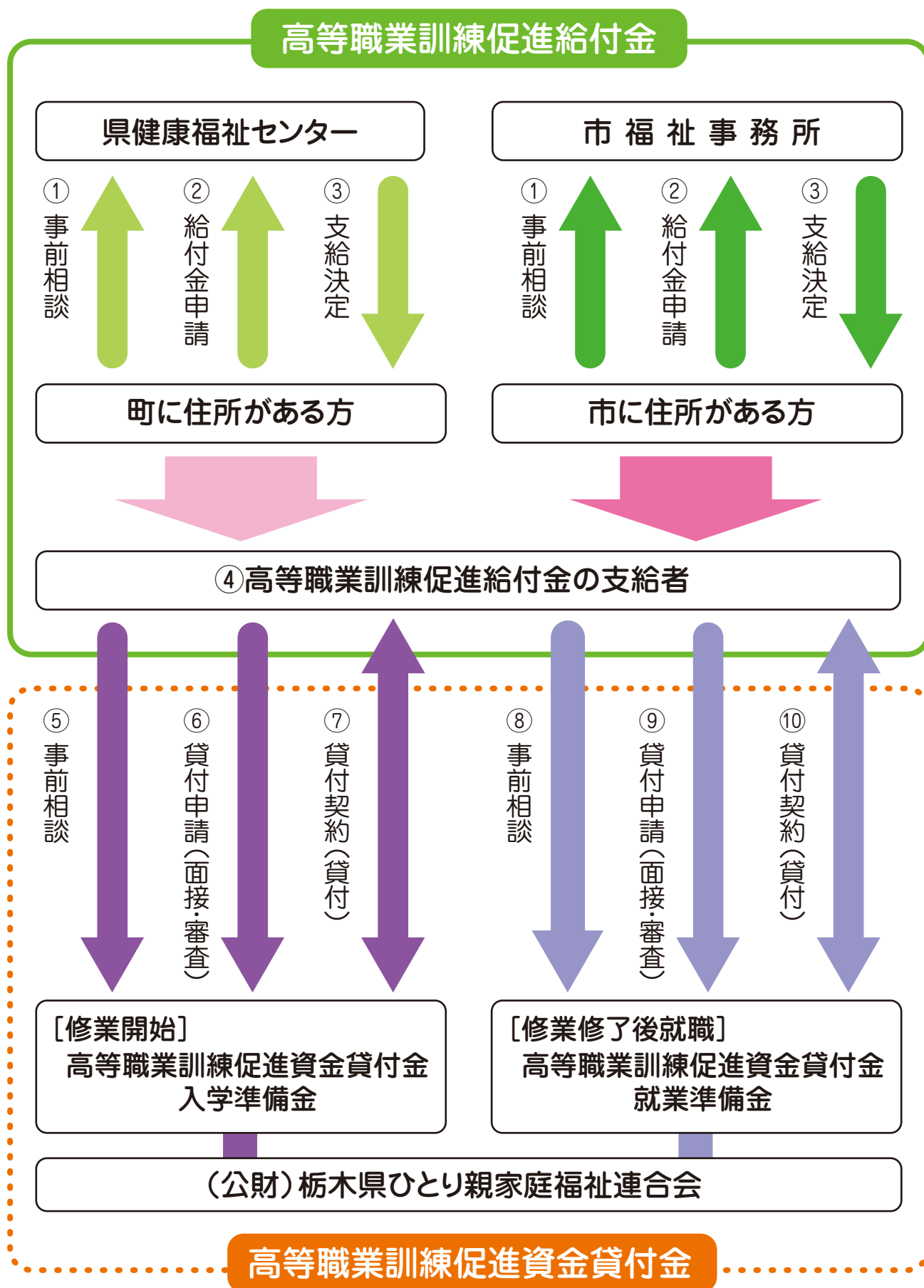
種 別	提 出 す る 書 類
就職準備金	①貸付申請書（就職準備金） 《添付書類》 ○高等職業訓練促進給付金を受給していることを証明する書類（決定通知書の写） ○養成機関を修了した書類 ○資格を取得した書類 ○就業していることを証明する書類（※就業前の場合は、内定通知の写） ○訓練促進資金の振込口座を確認する書類 （通帳のコピー：金融機関名及び支店名並びに口座番号及び名義の記載があるもの） 【連帯保証人を立てる場合の添付書類】 ○連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写、又は源泉徴収票の写など） ②身上調書 《添付書類》 ○本人及び生計を一にする方の直近の所得金額を証する書類 （確定申告書（控）の写、又は源泉徴収票の写など） ③借用証書 《添付書類等》 ○収入印紙を貼付（※） ○借受者の印鑑証明（3ヶ月以内のもの） 【連帯保証人を立てる場合の添付書類】 ○連帯保証人の印鑑証明（3ヶ月以内のもの）※連帯保証人は原則県内に在住する方 ④個人情報の取扱について（同意書） ⑤返還計画書 ⑥返還猶予申請書



（※）契約金額（貸付額）によって印紙税額が異なります。

文書の種類	記載された契約金額（貸付額）	印紙税額
消費貸借に関する契約書 （金銭借用証書）	1 万円以上 10万円以下のもの	200円
	10万円を超え 50万円以下のもの	400円

高等職業訓練促進資金貸付金の貸付の流れ



高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、資格取得のための養成訓練（1年以上のカリキュラム）を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間の全期間（上限36か月）訓練促進費が支給されます。

ただし、求職者支援制度における職業訓練受講給付金等を受給されている方は対象外になります。

※支給要件等の審査がありますので、受講前及び受給する前年度において事前に最寄りの健康福祉センター又は福祉事務所にご相談ください。

内 容

① 対象資格

看護師、准看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、製菓衛生師、調理師 など

② 支給額

月額10万円（市町村民税課税世帯は70,500円）

③ 支給対象期間

修業する全期間（上限36か月）

④ 給付金の取扱機関

各市福祉事務所又は各健康福祉センター



「高等職業訓練促進給付金」の問い合わせ先

- 宇都宮市社会福祉事務所
TEL 028-632-2386
- 足利市福祉事務所
TEL 0284-20-2251
- 栃木市福祉事務所
TEL 0282-21-2229
- 佐野市福祉事務所
TEL 0283-20-3002
- 鹿沼市福祉事務所
TEL 0289-63-2177
- 日光市福祉事務所
TEL 0288-21-5148
- 小山市福祉事務所
TEL 0285-22-9627
- 真岡市福祉事務所
TEL 0285-82-1113
- 大田原市福祉事務所
TEL 0287-23-8932

- 矢板市福祉事務所
TEL 0287-44-3600
- 那須塩原市福祉事務所
TEL 0287-46-5538
- さくら市福祉事務所
TEL 028-681-1125
- 那須烏山市福祉事務所
TEL 0287-88-7116
- 下野市福祉事務所
TEL 0285-32-8903
- 栃木県県東健康福祉センター
TEL 0285-82-2139
(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町に在住する方)
- 栃木県県南健康福祉センター
TEL 0285-21-2294
(上三川町・壬生町・野木町に在住する方)
- 栃木県県北健康福祉センター
TEL 0287-23-2172
(塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町に在住する方)

申込み

◆公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会

〒320-0071 宇都宮市野沢町4番地1 パルティ1階

※申請書等の書類が必要ですので、事前にご相談ください。

ご利用案内

◆受付時間 火曜日～日曜日 9:00～15:30

(月曜日、祝休日及び年末年始はお休みです)

※貸付要件等を面接・審査しますので、事前にご予約ください。

お問い合わせ

◆公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会

TEL 028-665-7801・7806

FAX 028-665-7802



ホームページへ



詳しい情報は
ホームページをご覧ください

公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会HP

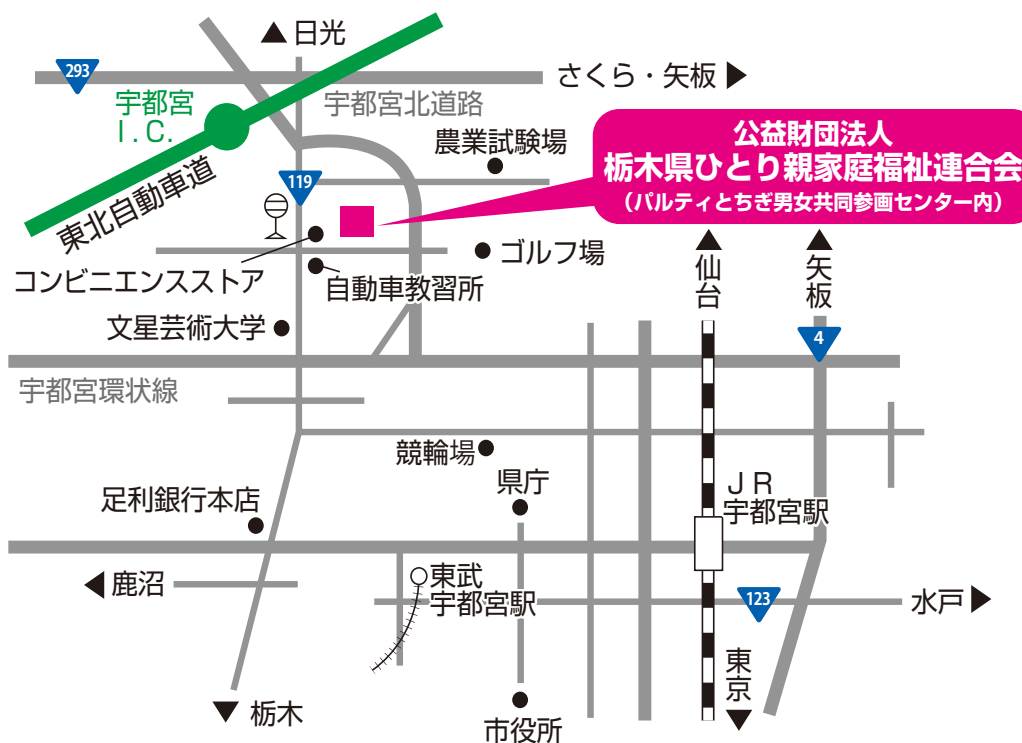
WWW.tochiboren.jp

検索

(栃木県母子家庭等就業・自立支援センターHP)

WWW.tochibosicennter.jp

検索



※宇都宮北道路は高架のため、直接会場には
こられませんので、ご注意ください。

JR宇都宮駅西口8番のりばから関東バスで約30分
(日光東照宮、今市車庫、船生、山王団地、石那田方面)
とちぎ男女共同参画センター停留所下車、徒歩2分